



◆ホームヘルプサービスの利用についての注意点

ホームヘルプサービスは、利用者の生活全般をサポートすることを目的としたサービスですが、介護保険として受けられるサービスと受けられないサービスがあります。

たとえば、同居者がいる場合、洗濯や買い物、掃除など家事を援助するサービスについては、同居家族が病気などで家事を行うことが困難なとき以外は、本人の状態とは関係なく原則としてホームヘルプサービスを利用することはできません。サービスの内容をもう一度見直して、適正な利用を心がけましょう。

こんなサービスは介護保険として受けることはできません

× 利用者以外のための介護（家事援助など）

家族全員分の食事の準備や洗濯など、利用者本人以外のための家事については介護保険では利用できません。

× 金銭や貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受け取りなどを頼むことはできません。トラブルの原因にもなります。

× 医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。

こんなサービスは利用できます！

同居家族の有無にかかわらず、以下のようなサービスは受けられます。

- 排泄の介助、食事の介助
- 身体整容・洗面の介助
- 着せ替えの介助や体位変換

新シリーズ 大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,788人	平成18年11月 末日現在
要介護（支援）認定者		798人	
給 付 実 績	在宅介護サービス費	28,590,921円	平成18年10月 の給付実績
	施設介護サービス費	48,054,193円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	22,097,717円	
	介護サービス費 合計	98,742,831円	